

事務連絡
平成 12 年 11 月 30 日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省老人保健福祉局 企画課
介護保険課

介護保険施設に入所している者に係る食事の標準負担額
及び特定標準負担額の改定について

介護保険施設に入所している者に係る食事の標準負担額及び旧措置入所に係る特定標準負担額については、医療保険制度及び老人保健制度における標準負担額と同様に、「平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める」とこととされているところですが、今般、「健康保険法等の一部を改正する法律案」の成立とともに、平成 13 年 1 月 1 日より医療保険制度及び老人保健制度における標準負担額が改定されることとあわせて、同日より、介護保険制度における標準負担額及び特定標準負担額も改定することを予定しています。

当該改定は、「介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額（平成 12 年 3 月厚生省告示第 62 号）」及び「介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額（平成 12 年 3 月厚生省告示第 64 号）」の一部を改正することにより行うこととなりますが、下記のとおり予めその内容をお知らせいたしますので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、管内市町村、介護保険施設等への周知等、準備に万全を期していただきますよう、よろしく願いいたします。（改定の内容に関する照会先：介護保険課・山口、上田（ex.2260・2164））

なお、当方におきましても、当該改定の周知のためのポスターを別紙のとおり作成し、12 月中旬に配布することとしておりますので、管内市町村及び介護保険施設等への配布方よろしく願いいたします。（ポスターの配布に関する照会先：企画課・寺門（ex.3917））

記

【介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額の一部改正】

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 79 条の 2 各号に掲げる者以外の者に係る標準負担額

（現行）1 日につき 760 円 → （改定後）1 日につき 780 円

【介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額の一部改正】

介護保険法施行規則第 171 条の 2 第 1 項において準用する同令第 79 条の 2 各号に掲げる者以外の者に係る特定標準負担額

（現行）1 日につき 760 円 → （改定後）1 日につき 780 円

平成13年1月から
介護保険施設の食事の
負担額が変わります

1日につき……………780円

ただし、次の1及び2に該当する方の負担額は、従来と変更はなく、それぞれ以下の軽減された金額になります。

1. 市町村民税非課税の世帯に属する方等……1日 500円
2. 市町村民税非課税世帯に属する方で、老齢福祉年金を受給している方等……………1日 300円

- 食事の負担額は、平均的な家計における食費の状況を勘案して改定されることとなっています。
- 今回の改定は、老人保健制度や医療保険制度における入院時の食事の負担額の改定に併せて行うものです。
- 詳しくは、お近くの市町村までお問い合わせ下さい。

(対象施設) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、
介護療養型医療施設